

令和三年度 豊中市立たちばな園
指定障害福祉サービス事業

指定生活介護事業計画書及び収支予算書

令和三年度

株式会社 オールケアライフ

株式会社オールケアライフ
令和三年度豊中市立たちばな園指定生活介護事業計画書

1 事業の目的

株式会社オールケアライフ（以下「当社」という。）は、豊中市立たちばな園指定生活介護事業の令和三年度事業を実施するに際して、当社定款第2条第1号に規定する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の生活介護事業（以下「生活介護」という。）の円滑な運営を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な生活介護サービスの確保を目的とします。

2 運営の方針

生活介護は、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供、その他必要な援助を要する障害者であって常時介護を要する者につき、主に昼間において、入浴、排せつ及び食事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のための必要な援助をします。

また、医療的ケアが必要とする障がい者及び重度重複障がい者の受け入れにつきましても、積極的に行ないます。

- (1) 利用者について解決すべき課題点と意向を把握し、生活介護の目標及びその達成時、サービス内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ生活介護計画（以下「当該計画」という。）を利用者及びその家族（以下「利用者等」という。）と話し合った上で作成します。
- (2) 当該計画は、6ヶ月に一度改定するほか、必要に応じて見直します。
- (3) 当該計画の作成及び変更の際は、その内容を利用者等に説明し、文書により同意を得ます。
- (4) 生活介護の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、豊中市、他の指定障害福祉サービス事業者、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- (5) 質の高い生活介護サービスが提供できるよう、サービス管理責任者及び看護師等を中心とした介護事故防止安全管理委員会を定期的を開催し、介護事故防止に努め、併せて議事録を作成します。
- (6) 地域住民との結びつきについては、①生活介護の各種行事等を通じて地域住民との連携及び協力関係を深めます。また、②ボランティア団体との交流につきましてもは団体、個人を問わず、積極的に受け入れてまいります。

3 職員配置（実施体制）

職種 \ 配置	員 数（単位：人）			備 考
	常勤	非常勤	計	
管理者	1		1	
サービス管理責任者	2		2	
生活支援員	15	7	22	常勤3名運転手兼務 （※移転に向けた 人材確保）
看護職員	4	4	8	
理学療法士又は作業療法士		3	3	
※児童発達支援管理責任者	1		1	
※児童指導員	1		1	
※保育士	1		1	
※障害福祉経験者等	1		1	
※看護職員	1	1	2	
医師		1	1	
栄養士		(1)	(1)	()は、業務委託
調理員		(2)	(2)	
運転手	5		5	生活支援員兼務
事務員	2		2	
その他				
計	32	16(3)	50(3)	

※ 豊中市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する条例（平成24年豊中市条例第60号）に定める基準を遵守し、指定障害福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置します。

4 年間行事計画

年月 \ 内容	主 な 行 事 内 容		備 考
	月間（随時）	年間行事計画	
2021年4月	お誕生日会・レク等	お花見	
5月	〃	園芸	
6月	〃	園芸	
7月	〃	水遊び・七夕	
8月	〃	水遊び	
9月	〃	外出企画	
10月	〃	お祭り	地域交流含む
11月	〃	芋ほり&調理実習	
12月	〃	クリスマス会	
2022年1月	〃	成人式	
2月	〃	体育祭	
3月	〃	アルバム作り	

※ 日常生活を楽しんでいただけるよう、季節に応じた行事等を上記予定にて実施します。

5 年間職員研修計画

項 目 年 月	内 容		
	幹部研修（定例）	ヒヤリハット等報告・内部研修	外部研修等
令和3年4月	幹部研修	随時・新人研修（第1回）	
5月	〃	〃 ・喀痰吸引研修	集団指導
6月	〃	〃 ・感染症と食中毒	
7月	〃	〃 ・事故防止等	人権研修
8月	〃	〃 ・ヒヤリハット等	
9月	〃	随時・人権研修	
10月	〃	〃 ・新人研修（第2回）	
11月	〃	〃 ・感染症と食中毒	
12月	〃	〃 ・介護技術	
令和3年1月	〃	〃 ・喀痰吸引研修	
2月	〃	〃 ・倫理・接遇	人権研修
3月	〃	〃 ・人権研修	

6 満足度調査について

年に一回、利用者や養護者を対象に満足度調査を行い、ご回答いただいた内容を精査し、サービスの改善や質の向上に取り組んでまいります。

7 事業計画等の提出について

豊中市立たちばな園の管理運営に関する基本協定書の第23条の規程に基づき、毎事業年度開始前に、当該年度に係る次の書類を提出します。

- (1) 管理運営業務の実施計画書
- (2) 管理運営業務に係る収支予算書
- (3) 自主事業に係る実施計画書及び収支予算書（自主事業を実施する場合に限る。）
- (4) 指定団体の事業全般に係る事業計画書及び収支予算書
- (5) 管理運営業務の安全管理に係る計画
- (6) その他施設設置者が必要と認めるもの